

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)及び
公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

令和7年4月 契約

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称 及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職 の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法 人の区 分	国所管、都道 府県所管の 区分	応札・応 募者数	
水戸公共職業安定所 敷地賃貸借	茨城労働局 支出負担行為担当官 後藤 稔 水戸市宮町1-8-31	令和7年4月1日	個人土地所有者	-	利用者の利便性等を考慮して庁舎を設置している ものであり、契約の性質上代替性がなく競争を許さ ないことから、会計法第29条の3第4項及び予決令 第102条の4第3号に該当。	2,720,000	2,720,000						
水戸公共職業安定所 駐車場敷地賃貸借	茨城労働局 支出負担行為担当官 後藤 稔 水戸市宮町1-8-31	令和7年4月1日	株式会社クリエイト 茨城県日立市大みか町1 -34-24	8050001023129	庁舎に近く、来客者の利便性から当該物件が最適 であり、契約の性質が競争を許さないことから、会 計法第29条の3第4項及び予決令第102条4第3号 に該当。	6,383,520	6,383,520						
日立公共職業安定所 敷地賃貸借	茨城労働局 支出負担行為担当官 後藤 稔 水戸市宮町1-8-31	令和7年4月1日	茨城県 茨城県水戸市笠原町978 -6	2000020080004	利用者の利便性等を考慮して庁舎を設置している ものであり、契約の性質上代替性がなく競争を許さ ないことから、会計法第29条の3第4項及び予決令 第102条の4第3号に該当。	1,686,584	1,686,584						
筑西公共職業安定所 敷地賃貸借	茨城労働局 支出負担行為担当官 後藤 稔 水戸市宮町1-8-31	令和7年4月1日	個人土地所有者	-	利用者の利便性等を考慮して庁舎を設置している ものであり、契約の性質上代替性がなく競争を許さ ないことから、会計法第29条の3第4項及び予決令 第102条の4第3号に該当。	4,440,000	4,440,000						
土浦労働総合庁舎駐 車場敷地賃貸借	茨城労働局 支出負担行為担当官 後藤 稔 水戸市宮町1-8-31	令和7年4月1日	一般社団法人土浦労働基 準協会 茨城県土浦市穴塚1856 -5	8050005002896	庁舎に近く、来客者の利便性から当該物件が最適 であり、かつ周辺に必要な台数を確保できる駐車場 が他になく、当該物件以外に選定可能な物件がない ため、契約の性質が競争を許さないことから、会 計法第29条の3第4項及び予決令第102条4第3号 に該当。	8,976,000	8,976,000						
常総公共職業安定所 敷地賃貸借	茨城労働局 支出負担行為担当官 後藤 稔 水戸市宮町1-8-31	令和7年4月1日	個人土地所有者	-	利用者の利便性等を考慮して庁舎を設置している ものであり、契約の性質上代替性がなく競争を許さ ないことから、会計法第29条の3第4項及び予決令 第102条の4第3号に該当。	3,540,000	3,540,000						
石岡公共職業安定所 敷地賃貸借	茨城労働局 支出負担行為担当官 後藤 稔 水戸市宮町1-8-31	令和7年4月1日	個人土地所有者	-	利用者の利便性等を考慮して庁舎を設置している ものであり、契約の性質上代替性がなく競争を許さ ないことから、会計法第29条の3第4項及び予決令 第102条の4第3号に該当。	2,800,000	2,800,000						
石岡公共職業安定所 駐車場敷地賃貸借	茨城労働局 支出負担行為担当官 後藤 稔 水戸市宮町1-8-31	令和7年4月1日	個人土地所有者	-	庁舎に近く、来客者の利便性から当該物件が最適 であり、契約の性質が競争を許さないことから、会 計法第29条の3第4項及び予決令第102条4第3号 に該当。	2,937,000	2,937,000						

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称 及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職 の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法 人の区 分	国所管、都道 府県所管の 区分	応札・応 募者数	
龍ヶ崎公共職業安定所 敷地賃貸借	茨城労働局 支出負担行為担当官 後藤 稔 水戸市宮町1-8-31	令和7年4月1日	個人土地所有者	-	利用者の利便性等を考慮して庁舎を設置している ものであり、契約の性質上代替性がなく競争を許さ ないことから、会計法第29条の3第4項及び予決令 第102条の4第3号に該当。	2,700,000	2,700,000						
龍ヶ崎公共職業安定所 駐車場敷地賃貸借	茨城労働局 支出負担行為担当官 後藤 稔 水戸市宮町1-8-31	令和7年4月1日	個人土地所有者	-	庁舎に近く、来客者の利便性から当該物件が最適 であり、契約の性質が競争を許さないことから、会 計法第29条の3第4項及び予決令第102条4第3号 に該当。	2,143,200	2,143,200						
鹿嶋労働総合庁舎敷 地賃貸借	茨城労働局 支出負担行為担当官 後藤 稔 水戸市宮町1-8-31	令和7年4月1日	鹿嶋市 茨城県鹿嶋市平井1187 -1	6000020082228	利用者の利便性等を考慮して庁舎を設置している ものであり、契約の性質上代替性がなく競争を許さ ないことから、会計法第29条の3第4項及び予決令 第102条の4第3号に該当。	2,049,750	2,049,750						
茨城労働局 助成金事 務センター事務室賃貸 借	茨城労働局 支出負担行為担当官 後藤 稔 水戸市宮町1-8-31	令和7年4月1日	株式会社トノオカ 千葉県松戸市日暮7-47 3	7040001036347	局庁舎に近く利便性が高いこと、十分なスペース があること等を考慮して当該物件を選定したもので あり、行政運営上継続して使用する必要があるた め、契約の性質上代替性がなく競争を許さないこと から、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条 の4第3項に該当。	9,066,000	9,066,000						
茨城労働局 職業対策 課外部事務室及び雇用 保険電子申請事務セン ター事務室賃貸借	茨城労働局 支出負担行為担当官 後藤 稔 水戸市宮町1-8-31	令和7年4月1日	有限会社西野商事 茨城県水戸市城南3-14 -9	8050002002453	局庁舎に近く利便性が高いこと、十分なスペース があること等を考慮して当該物件を選定したもので あり、行政運営上継続して使用する必要があるた め、契約の性質上代替性がなく競争を許さないこと から、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条 の4第3項に該当。	6,177,996	6,177,996						
水戸公共職業安定所 事務室賃貸借(マイム ビル8階801)	茨城労働局 支出負担行為担当官 後藤 稔 水戸市宮町1-8-31	令和7年4月1日	合同会社マリモ開発 広島県広島市西区庚午北 1-17-23	2050003003968	業務遂行にあたって十分なスペースがあること等 を考慮して当該物件を選定したものであり、契約の 性質上代替性がなく競争を許さないことから、会計 法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3項 に該当。	84,261,936	84,261,936						
令和7年度 高齢者活 躍人材育成事業	茨城労働局 支出負担行為担当官 後藤 稔 水戸市宮町1-8-31	令和7年4月1日	公益社団法人茨城県シル バー人材センター連合会 茨城県水戸市千波町191 8	7050005010693	地域のシルバー人材センターで活躍する高齢者を 育成する事業であり、茨城県内にある唯一のシル バー人材センター連合会である当該法人のみが実 施可能であることから、会計法第29条の3第4項に 該当。	40,552,000	40,183,000			公社	都道府県所 管	1	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称 及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職 の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法 人の区 分	国所管、都道府 県所管の 区分	応札・応 募者数	
障害者就業・生活支援 センター事業委託 (水戸障害福祉圏)	茨城労働局 支出負担行為担当官 後藤 稔 水戸市宮町1-8-31	令和7年4月1日	社会福祉法人水戸市社会 福祉協議会 茨城県水戸市赤塚1-1	4050005000532	障害者雇用促進法第27条の規定により県が「障 害者就業・生活支援センター」として指定している 法人であって県知事より推薦を受けることが条件と なっており、水戸障害福祉圏において本事業を実 施できるのは当該法人のみであることから、会計 法第29条の3第4項に該当。	33,996,092	33,996,092						
障害者就業・生活支援 センター事業委託 (筑西・下妻障害福祉 圏)	茨城労働局 支出負担行為担当官 後藤 稔 水戸市宮町1-8-31	令和7年4月1日	社会福祉法人慶育会 茨城県筑西市茂田1740	10500050009931	障害者雇用促進法第27条の規定により県が「障 害者就業・生活支援センター」として指定している 法人であって県知事より推薦を受けることが条件と なっており、筑西・下妻障害福祉圏において本事業 を実施できるのは当該法人のみであることから、会 計法第29条の3第4項に該当。	24,548,889	24,548,889						
障害者就業・生活支援 センター事業委託 (土浦障害福祉圏)	茨城労働局 支出負担行為担当官 後藤 稔 水戸市宮町1-8-31	令和7年4月1日	社会福祉法人白銀会 茨城県石岡市鹿の子4- 16-52	2050005003652	障害者雇用促進法第27条の規定により県が「障 害者就業・生活支援センター」として指定している 法人であって県知事より推薦を受けることが条件と なっており、土浦障害福祉圏において本事業を実 施できるのは当該法人のみであることから、会計 法第29条の3第4項に該当。	20,685,549	20,685,549						
障害者就業・生活支援 センター事業委託 (取手・龍ヶ崎障害福祉 圏)	茨城労働局 支出負担行為担当官 後藤 稔 水戸市宮町1-8-31	令和7年4月1日	特定非営利活動法人自立 支援ネットワーク 茨城県土浦市真鍋新町1 -14	1050005005955	障害者雇用促進法第27条の規定により県が「障 害者就業・生活支援センター」として指定している 法人であって県知事より推薦を受けることが条件と なっており、取手・龍ヶ崎障害福祉圏において本事 業を実施できるのは当該法人のみであることから、 会計法第29条の3第4項に該当。	24,893,413	24,893,413						
障害者就業・生活支援 センター事業委託 (鹿島障害福祉圏)	茨城労働局 支出負担行為担当官 後藤 稔 水戸市宮町1-8-31	令和7年4月1日	社会福祉法人鹿島育成園 茨城県鹿嶋市国未1539 -1	6050005006296	障害者雇用促進法第27条の規定により県が「障 害者就業・生活支援センター」として指定している 法人であって県知事より推薦を受けることが条件と なっており、鹿行障害福祉圏において本事業を実 施できるのは当該法人のみであることから、会計 法第29条の3第4項に該当。	21,613,891	21,613,891						
障害者就業・生活支援 センター事業委託 (つくば障害福祉圏)	茨城労働局 支出負担行為担当官 後藤 稔 水戸市宮町1-8-31	令和7年4月1日	社会福祉法人創志会 茨城県つくば市上郷7563 -67	7050005005116	障害者雇用促進法第27条の規定により県が「障 害者就業・生活支援センター」として指定している 法人であって県知事より推薦を受けることが条件と なっており、つくば障害福祉圏において本事業を実 施できるのは当該法人のみであることから、会計 法第29条の3第4項に該当。	20,035,419	20,035,419						
障害者就業・生活支援 センター事業委託 (常陸太田・ひたちなか 障害福祉圏)	茨城労働局 支出負担行為担当官 後藤 稔 水戸市宮町1-8-31	令和7年4月1日	社会福祉法人町にくらす会 茨城県ひたちなか市長砂1 561-4	7050005002435	障害者雇用促進法第27条の規定により県が「障 害者就業・生活支援センター」として指定している 法人であって県知事より推薦を受けることが条件と なっており、常陸太田・ひたちなか障害福祉圏にお いて本事業を実施できるのは当該法人のみである ことから、会計法第29条の3第4項に該当。	20,157,263	20,157,263						

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称 及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職 の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法 人の区 分	国所管、都道 府県所管の 区分	応札・応 募者数	
障害者就業・生活支援 センター事業委託 (古河・坂東障害福祉 圏)	茨城労働局 支出負担行為担当官 後藤 稔 水戸市宮町1-8-31	令和7年4月1日	社会福祉法人慈光学園 茨城県坂東市生子1617	4050005004608	障害者雇用促進法第27条の規定により県が「障 害者就業・生活支援センター」として指定している 法人であって県知事より推薦を受けることが条件と なっており、古河・坂東障害福祉圏において本事業 を実施できるのは当該法人のみであることから、会 計法第29条の3第4項に該当。	15,612,341	15,612,341						
障害者就業・生活支援 センター事業委託 (日立障害福祉圏)	茨城労働局 支出負担行為担当官 後藤 稔 水戸市宮町1-8-31	令和7年4月1日	医療法人圭愛会 茨城県日立市大久保町2 409-3	6050005007170	障害者雇用促進法第27条の規定により県が「障 害者就業・生活支援センター」として指定している 法人であって県知事より推薦を受けることが条件と なっており、日立障害福祉圏において本事業を実 施できるのは当該法人のみであることから、会計 法第29条の3第4項に該当。	19,876,362	19,876,362						

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。